

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市ライドシェア運行費等補助金
補助事業等の標目	市内において移動が困難な時間帯及び地域を解消するために、日本版ライドシェアを導入し、地域住民や観光客の移動手段を確保し、持続可能な地域交通の構築を図る。
補助事業等の対象者	市内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
補助対象経費	補助金の交付を受けようとする会計年度において、日本版ライドシェアの運行に係る経常費用から経常収益を控除した額とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の10分の10以内で市長が定める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 ドライバー不足等により生じる一部の時間帯における交通空白を解消するため、公共交通の確保と連携した支援が必要であるため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和7年6月28日
補助事業等の終了時期	令和10年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 この取扱基準において、「日本版ライドシェア」とは道路運送法第78条第3号に基づく国土交通大臣許可事業であって、一般ドライバーによって、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度をいう。 2 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 補助対象期間の補助事業に係る経常経費及び経常収益の内訳を記載した帳票類又はこれに準ずる書類 (2) その他市長が必要と認めた書類

	<p>2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則に定める報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間の運行ごとの輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書</p> <p>(2) 運行に係る必要な経費の支払を証する書類の写し</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

令和 7年 6月28日 制定（令和 7年 6月28日 施行）